

奈良県告示第三百十六号

昭和四十一年十月奈良県告示第三百五号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から施行する。

令和八年十月三十日

奈良県知事 山下 真

第二の一中「川津・高野線」を「川津高野線」に、「高野・辻堂線」を「高野辻堂線」に改める。

第二の二中「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」を「令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで」に改める。

第三の一中「国道一六六号線」を「一般国道一六六号」に改める。

第三の二中「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」を「令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで」に改める。

第四の一中「国道一六六号線」を「一般国道一六六号」に、「谷尻・木津線」を「谷尻木津線」に改める。

第四の二中「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」を「令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで」に改める。